

參考資料

策定までの経過

| | 県行革関係会議 | 行革大綱策定検討委員会 | その他 |
|-------------|---|---|--|
| 平成21年 2月 | 2月10日 行政合理化推進会議 大綱策定基本方針を了承 2月10日 行政改革推進本部会議 大綱策定基本方針を決定 | | |
| 3月 | | | |
| 4月 | | | |
| 5月 | | | 5月22日～6月8日 有識者アンケート 5月29日～6月14日 県政モニターアンケート |
| 6月 | | 6月12日 第1回委員会 基本的な考え方と取組の方向について審議・検討 | 6月25日～7月17日 職員アンケート |
| 7月 | | 7月3日 第1回専門小委員会 骨格と基本的な考え方について審議・検討 7月27日 第2回専門小委員会 主要取組事項に関する取組方向について審議・検討 | 7月31日 県民フォーラム(三河) |
| 8月 | | 8月25日 第3回専門小委員会 中間とりまとめ素案について審議・検討 | 8月7日 県民フォーラム(尾張) |
| 9月 | | | |
| 10月 | 10月14日 行政合理化推進会議 中間とりまとめを報告 | 10月5日 第2回委員会 中間とりまとめ素案について審議・検討 | 10月15日～11月16日 パブリック・コメント |
| 11月 | | 11月27日 第4回専門小委員会 提言に向けた検討事項について審議・検討 | 11月27日 公開ヒアリング |
| 12月 | | 12月25日 第5回専門小委員会 提言素案について審議・検討 | |
| 平成22年 1月 | | 1月18日 第3回委員会 提言について審議・検討 1月25日 提言を知事へ提出 | |
| 2月 | 2月15日 行政合理化推進会議 大綱を了承 2月15日 行政改革推進本部会議 大綱を決定 | | |

新たな行革大綱（愛知県第五次行革大綱）に向けた提言

愛知県行革大綱策定検討委員会では、平成21年6月の第1回委員会以降、専門の事項についてより詳細な検討を担当する専門小委員会で5回、本委員会で3回の計8回にわたって議論を重ねてまいりました。

その間、委員会では、新たな行革大綱の計画期間となる平成22年度以降の5年間を、さらに超高齢化が進行していく長期的な時間軸の上で、あるいは景気・経済の動向といった中期的な時間軸の上で展望しながら、議論を進めていきました。また、昨年秋の政権交代による国の政策の転換が県の施策に及ぼす影響などについても、議論が及んだところです。

このような議論に基づき、ここに、将来を見通した行政改革の基本的な考え方や主要取組事項に関する取組方向など、愛知県が新たな行革大綱に位置づけていくべき重要事項等を取りまとめ、提言いたします。

この提言では、社会の変化が加速していく中で、拡大していくニーズに対応していくためには、行政が役割を直接担う従来からの「公」の領域において、行政が、より効果的・効率的に機能を発揮するとともに、行政だけでなく、地域に関わるさまざまな主体の参加によって、「新しい^{おおやけ}公」を確立し、その領域を充実することが必要であることを提示しています。この「新しい公」の領域では、住民の皆さんと行政との関係が、行政がサービスを提供し、住民がサービスを受けるといえば「提供-消費型の関係」から、住民と行政が協働することによってサービスを支える「参画型の関係」へと転換していくことになります。

愛知県は、現在、アメリカの金融危機に端を発した不況の影響から、未曾有の財政危機に直面しています。この危機的な財政状況を克服し、将来にわたって持続可能で質の高い県行政を実現するとともに、県民の皆さんの理解と協力を得ながら、従来からの「公」の領域と「新しい公」の領域を通じた社会全体のサービスを支える力を高めていくためには、愛知県の行財政の全般にわたって、量と質の両面からさらなる改革に取り組んでいかなければなりません。

当委員会は、これまでの四次にわたる行革大綱に基づいて、愛知県が不断に重ねてきた行政改革の成果を高く評価するものですが、県当局には、手を緩めることなく、さらなる改革に取り組んでいただくべきであると考えます。

そして、その成果を県民の皆さんの安心・安全や将来に向けた地域づくりにしっかりと繋げ、確かな未来に向けた歩みを進めていただくよう、強く願ってやみません。

平成22年1月25日

愛知県行革大綱策定検討委員会

座長 平野 眞一

愛知県行革大綱策定検討委員会開催要領

(目的)

第1条 愛知県行革大綱(仮称)の策定に当たり、大綱の重要事項等に関し、専門的かつ総合的な立場から提言を受けるため、愛知県行革大綱策定検討委員会(以下「委員会」という。)を開催する。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから知事が依頼する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間企業の経営、各種の社会活動等に携わる者
- (3) 市町村長

2 委員会に座長を置き、委員の互選により定める。

3 座長は、委員会を主宰する。

4 座長に事故のあるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門小委員会)

第3条 専門の事項について検討するため、専門小委員会(以下「小委員会」という。)を開催する。

2 小委員会委員は、知事が依頼する者をもって充てる。

3 小委員会に小委員長を置き、座長が指名する小委員会委員をもって充てる。

4 小委員長は、小委員会の事務を掌理し、小委員会の経過及び結果を委員会に報告する。

5 小委員長に事故があるときは、あらかじめ小委員長の指名する小委員会委員がその職務を代理する。

6 小委員会の運営に関し必要な事項は、小委員長が小委員会に諮って定める。

(会議)

第4条 委員会及び小委員会は、知事が招集する。

2 委員会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、座長が委員会の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

(1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して検討する場合

(2) 委員会を公開とすることにより、委員会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

3 小委員会は非公開とする。

4 委員会の会議録の保存年限は、5年とする。

(庶務)

第5条 委員会及び小委員会の庶務は、総務部総務課において行う。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は平成21年4月21日から施行し、平成22年3月31日をもって廃止する。

愛知県行革大綱策定検討委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

| 氏名 | 職名 |
|----------|------------------------------------|
| 赤崎 まき子 | 株式会社エイ・ワークス代表取締役 |
| 犬塚 尚美 | 特定非営利活動法人キャリアデザインフォーラム 代表理事 |
| 入谷 正章 | 弁護士(入谷法律事務所) |
| 加藤 義人 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 研究開発第一部長 |
| 柴田 紘一 | 岡崎市長、愛知県市長会行政部会長 |
| 竹内 信仁 | 名古屋大学大学院経済学研究科教授 |
| 昇 秀樹 | 名城大学都市情報学部教授 |
| 座長 平野 眞一 | 独立行政法人大学評価・学位授与機構長、 前名古屋大学総長 |
| 三島 知斗世 | 特定非営利活動法人ボランタリーネイバース 理事・調査研究部長 |
| 山谷 清志 | 同志社大学大学院総合政策科学研究科教授 |
| 米川 ひかり | 公認会計士(米川公認会計士事務所) |

愛知県行革大綱策定検討委員会専門小委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

| 氏名 | 職名 |
|-----------|------------------------------------|
| 犬塚 尚美 | 特定非営利活動法人キャリアデザインフォーラム 代表理事 |
| 加藤 義人 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 研究開発第一部長 |
| 竹内 信仁 | 名古屋大学大学院経済学研究科教授 |
| 小委員長 昇 秀樹 | 名城大学都市情報学部教授 |
| 山谷 清志 | 同志社大学大学院総合政策科学研究科教授 |
| 米川 ひかり | 公認会計士(米川公認会計士事務所) |

策定に向けた意見聴取の結果

行財政改革に関する有識者アンケート調査

調査対象 県行政に参画する有識者 200 人（回答者数 79 人 回収率 39.5%）
 調査期間 平成 21 年 5 月 22 日から 6 月 8 日まで

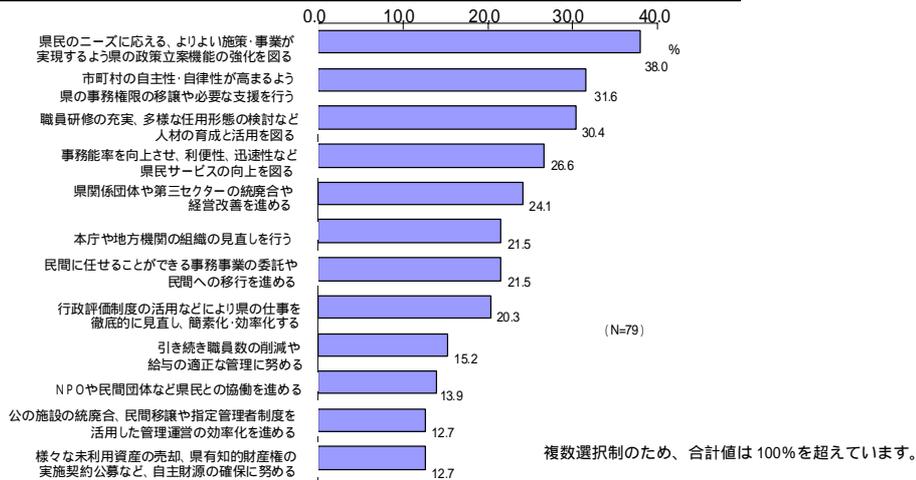
< 県の行財政改革の取組状況 >

- | | | | |
|---------------|-------|--------------|-------|
| ・よく努力している | 19.0% | ・まずまず努力している | 53.2% |
| ・もう少し努力すべきである | 17.7% | ・もっと努力すべきである | 5.1% |

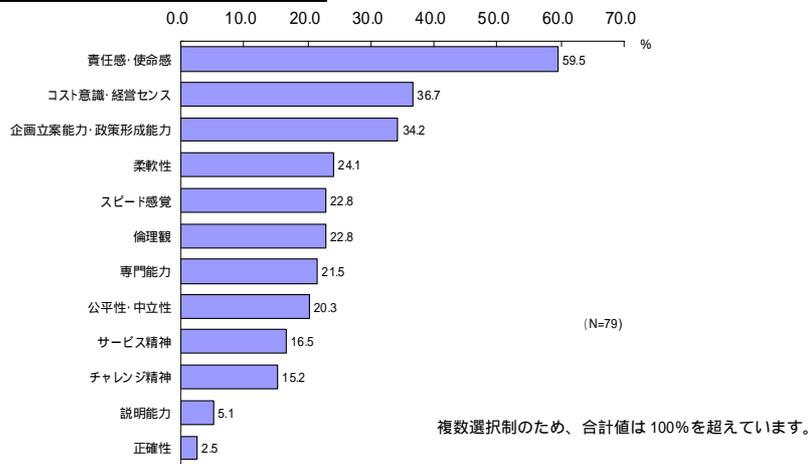
< 財政の健全化と行財政改革をどのように進めていくべきか >

- ・次世代に負担を先送りしないためにも、徹底した行財政改革を行うべきであり、そのために県の行政サービスがある程度低下することはやむを得ない 19.0%
- ・行政経費節減などの効果が期待できれば、県の行政サービスが一時的に低下することになって、行財政改革を進めるべきである 41.8%
- ・現在の県の行政サービスが低下しない範囲で、行財政改革を行うべきである 25.3%
- ・県の行政サービスが低下するくらいなら、当面財政が悪化しても、行財政改革は行わないほうがよい 2.5%

< 今後の行財政改革において重点を置くべき取組事項 >



< 県職員に求められる能力・資質 >



(詳細は県ホームページをご覧ください。 <http://www.pref.aichi.jp/0000026897.html>)

県政モニターアンケート「愛知県の行財政改革」

調査対象 県政モニター500人（回答者数494人 回収率98.8%）

調査期間 平成21年5月29日から6月14日まで

<行財政改革への関心>

| | | | |
|------------|-------|-------------|-------|
| ・よく知っていた | 2.6% | ・ある程度知っていた | 30.4% |
| ・あまり知らなかった | 40.9% | ・まったく知らなかった | 25.5% |

<これまでの取組の評価>

| | | | |
|---------------|-------|--------------|-------|
| ・よく努力している | 12.3% | ・まあまあ努力している | 46.2% |
| ・もう少し努力すべきである | 27.1% | ・もっと努力すべきである | 13.8% |

<県の財政状況>

| | |
|-----------------------------|-------|
| ・よく知っていた | 3.8% |
| ・だいたい知っていたし、想像の範囲内である | 28.3% |
| ・厳しいと聞いたことはあるが、ここまでとは知らなかった | 58.8% |
| ・厳しいと聞いたこともないし、ほとんど知らなかった | 9.1% |

<行政サービスへの影響>

| | |
|--|-------|
| ・次世代に負担を先送りしないためにも、徹底した行財政改革を行うべきであり、そのために県の行政サービスがある程度低下することはやむを得ない | 27.9% |
| ・行政経費節減などの効果が期待できれば、たとえ県の行政サービスが一時的に低下することになっても、行財政改革を進めるべきである | 35.6% |
| ・現在の県の行政サービスが低下しない範囲で、行財政改革を行うべきである | 28.3% |
| ・県の行政サービスが低下するくらいなら、当面財政が悪化しても、行財政改革は行わないほうがよい | 0.4% |

<力を入れていくべき行政分野>

複数選択制のため、合計値は100%を超えています。

| | | | | | |
|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|
| ・少子・高齢化対策 | 56.7% | ・保健医療 | 40.9% | ・社会福祉 | 40.3% |
| ・雇用対策 | 36.0% | ・教育・生涯学習 | 23.1% | ・治安対策 | 20.2% |
| ・地震・防災対策 | 17.0% | ・農林水産業 | 13.2% | ・環境対策 | 12.1% |

など

<重点を置くべき取組事項>

複数選択制のため、合計値は100%を超えています。

| | | | |
|--------------------|-------|------------------|-------|
| ・事務事業の民間委託等 | 41.3% | ・職員数の削減や給与の適正な管理 | 39.1% |
| ・県の仕事の簡素化・効率化 | 36.6% | ・関係団体や第三セクターの見直し | 28.1% |
| ・本庁や地方機関の見直し | 26.7% | ・自主財源の確保 | 22.3% |
| ・事務能率の向上や県民サービスの向上 | 21.3% | | |
| ・公の施設の統廃合等 | 20.6% | ・市町村への権限移譲等 | 17.8% |

など

<県職員のイメージ>

| | |
|-------------------------------|-------|
| ・職員や職場によって差があるのではないかと | 38.3% |
| ・民間企業などに比べると楽なように見える | 36.8% |
| ・不満を感じる点もあるが、総じて頑張っているのではないかと | 9.9% |
| ・県や県職員についてよく知らない | 9.7% |
| ・県政の発展や県民のためによく努力している | 1.4% |

<県職員に求められる能力・資質>

複数選択制のため、合計値は100%を超えています。

| | | | | | |
|----------|-------|----------------|-------|----------|-------|
| ・責任感・使命感 | 59.9% | ・コスト意識・経営センス | 47.6% | ・公平性・中立性 | 29.6% |
| ・柔軟性 | 24.9% | ・サービス精神 | 24.5% | ・倫理観 | 23.3% |
| ・スピード感覚 | 16.6% | ・企画立案能力・政策形成能力 | 15.0% | ・正確性 | 14.0% |
| ・専門能力 | 12.8% | ・チャレンジ精神 | 12.8% | ・説明能力 | 9.3% |

（詳細は県ホームページをご覧ください。 <http://www.pref.aichi.jp/0000027074.html>）

あいち行政改革推進フォーラム～行革を考える県民会議～

開催概要

| | 三河会場 | 尾張会場 |
|------------------|---|---|
| 開催日 | 平成 21 年 7 月 31 日(金) | 平成 21 年 8 月 7 日(金) |
| 会場 | 岡崎市図書館交流プラザ(Libra) | 愛知県三の丸庁舎大会議室 |
| テーマ | 組織の効率性と創造力アップを考える | 民間との協働・市町村との関係を考える |
| 事例・意見発表 (敬称略) | 企業における職場の創意工夫活動について アイシン精機(株)TQM・PM 推進室 室長 村山 輝道 政策形成の手法について (社)東三河地域研究センター 常務理事・主席研究員 戸田 敏行 コメンテーター 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 研究開発第一部長 加藤 義人 | デンソーの事例に見る企業の社会貢献活動について (株)デンソー総務部企画 2 室 室長 川口 清司 市町村と県との役割について 春日井市副市長 本間 奈々 コメンテーター 名城大学都市情報学部 教授 昇 秀樹 |
| 参加者 | 62 人 | 84 人 |
| プログラム | 13:30～13:35 主催者あいさつ 13:35～13:50 県の行革の取組について 13:50～15:00 事例・意見発表 15:00～15:30 会場との意見交換 | |

参加者アンケート結果 (回答者数 121 人 / 参加者 146 人 回収率 82.9%)

<行財政改革の取組状況>

- ・よく努力している 18.2%
- ・まあまあ努力している 52.9%
- ・もう少し努力すべきである 20.7%
- ・もっと努力すべきである 5.8%

<行政サービスへの影響>

- ・次世代に負担を先送りしないためにも、徹底した行財政改革を行うべきであり、そのために県の行政サービスがある程度低下することはやむを得ない 24.0%
- ・行政経費節減などの効果が期待できれば、たとえ県の行政サービスが一時的に低下することになっても、行財政改革を進めるべきである 31.4%
- ・現在の県の行政サービスが低下しない範囲で、行財政改革を行うべきである 36.4%
- ・県の行政サービスが低下するくらいなら、当面財政が悪化しても、行財政改革は行わないほうがよい 1.7%

<重点を置くべき取組事項>

複数選択制のため、合計値は 100%を超えています。

- ・人材の育成と活用 37.8%
- ・事務事業の見直し 35.3%
- ・事務能率の向上や県民サービスの向上 31.1%
- ・市町村への権限移譲 29.4%
- ・県関係団体や第三セクターの見直し 27.7%
- ・自主財源の確保 21.9%
- ・組織・機構の見直し 21.0%
- ・NPOなど県民との協働 20.2%
- ・民間委託の推進 17.7%
- ・定員や給与の適正管理 16.8%

など

(詳細は県ホームページをご覧ください。http://www.pref.aichi.jp/0000026959.html)

県民意見提出制度 「新たな行革大綱に向けた中間とりまとめ」
(パブリック・コメント制度)

募集期間 平成 21 年 10 月 15 日から 11 月 16 日まで

提出者数 46 人 (項目件数 64 件)

意見の内訳

- | | | |
|---|-------------------------|------|
| 1 | 策定の背景 | 2 件 |
| 2 | 行政改革の基本的な考え方 | 14 件 |
| 3 | 主要取組事項に関する取組方向 | 39 件 |
| 4 | ・健全で持続可能な行財政基盤の確立 | 20 件 |
| | ・分権・協働型社会を先導する県庁づくり | 5 件 |
| | ・効率的かつ適正で創造力あふれる行政組織の実現 | 14 件 |
| 4 | その他 | 9 件 |

提出者内訳

<性別>

| 男性 | 女性 | 不明 |
|------|------|-----|
| 32 人 | 13 人 | 1 人 |

<年代別>

| 20 代 | 30 代 | 40 代 | 50 代 | 60 代 | 70 代 |
|------|------|------|------|------|------|
| 3 人 | 8 人 | 10 人 | 6 人 | 8 人 | 11 人 |

(詳細は県ホームページをご覧ください。http://www.pref.aichi.jp/0000030121.html)

新たな行革大綱に向けた公開ヒアリング

日時 平成 21 年 11 月 27 日 (金) 午後 2 時 30 分から午後 4 時まで

場所 愛知県三の丸庁舎大会議室

ヒアリング内容 新たな行革大綱に向けた中間とりまとめについて

出席者 (敬称略)

<意見発表者>

| 氏名 | 職名 |
|-------|-----------------------|
| 江戸 満 | 愛知県町村会会長 (扶桑町長) |
| 加藤 愛子 | 愛知県女性団体連盟会長 |
| 柴田 軒吾 | 社団法人名古屋青年会議所理事 |
| 山内 拓男 | 社団法人中部経済連合会専務理事 |
| 山口 健 | 日本労働組合総連合会愛知県連合会副事務局長 |

<愛知県行革大綱策定検討委員会専門小委員会委員>

| 氏名 | 職名 |
|-------|--------------------------------|
| 昇 秀樹 | 名城大学都市情報学部教授 |
| 加藤 義人 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社研究開発第一部長 |
| 竹内 信仁 | 名古屋大学大学院経済学研究科教授 |
| 山谷 清志 | 同志社大学大学院総合政策科学研究科教授 |

(詳細は県ホームページをご覧ください。http://www.pref.aichi.jp/0000028826.html)

愛知県行政改革推進本部設置要綱

| | |
|----------------------|--------------------|
| 昭和 60 年 6 月 1 日 制定 | 改正 平成 12 年 4 月 1 日 |
| 改正 昭和 62 年 10 月 12 日 | 改正 平成 13 年 4 月 1 日 |
| 改正 平成 元年 4 月 1 日 | 改正 平成 15 年 4 月 1 日 |
| 改正 平成 3 年 4 月 1 日 | 改正 平成 16 年 4 月 1 日 |
| 改正 平成 7 年 4 月 1 日 | 改正 平成 17 年 1 月 1 日 |
| 改正 平成 10 年 4 月 1 日 | 改正 平成 18 年 4 月 1 日 |
| 改正 平成 10 年 12 月 21 日 | 改正 平成 19 年 4 月 1 日 |
| 改正 平成 11 年 4 月 1 日 | 改正 平成 20 年 4 月 1 日 |
| 改正 平成 11 年 8 月 4 日 | |

(設置)

第 1 条 行政改革の推進を図るため、愛知県行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 本部は、行政改革に係る重要事項を決定し、推進する。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。

3 本部員は別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会及び作業部会)

第 6 条 本部に行政改革に係る課題について整理検討させるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事及び臨時幹事をもって組織し、それぞれ別表第 2 に掲げる者又は課題に応じて本部長が別に指定する者をもって充てる。

3 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて議題に関係する幹事及び臨時幹事を招集し、幹事長が座長となる。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代理する。

5 幹事会に行政改革に係る課題に応じて、資料の整理など必要な作業をさせるため、幹事及び臨時幹事の下部職員で構成する作業部会を置く。

6 作業部会は、幹事長の指示のもと必要な作業を行う。

(庶務)

第 7 条 本部の庶務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 6 月 1 日から施行する。

